

第9期第3回福岡県個人情報保護審議会

日 時 平成21年1月16日(金) 13:30~15:00

場 所 県庁10階北棟特9会議室

次 第

- 1 建築士・事務所登録閲覧システムによる登録情報の提供について
(諮問・答申)
- 2 個人情報保護条例の一部改正について(報告)
- 3 個人情報保護制度の周知について(報告)
- 4 県からの個人情報流出事案(報告)
- 5 不服申立部会の審議結果(報告)
- 6 その他

[配付資料]

- 福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による
個人情報の提供について(諮問・答申案)・・・1~12ページ
- 福岡県個人情報保護条例の一部改正について(報告)・・・1~4ページ
- 個人情報保護制度の周知について(報告)・・・1~8ページ

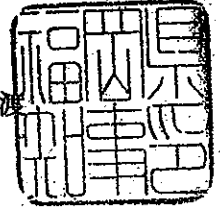
※説明会当日に配付した資料を別添

- 県からの個人情報流出事案(報告)・・・1~12ページ
- 不服申立部会の審議結果(報告)・・・1~4ページ

20建第2774号
平成21年1月16日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県知事 麻生 渡



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算機の結合による

個人情報の提供について(諮問)

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51条第2項第1号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務

2 事務の目的

現在、各都道府県、建築主事を置く市及び建築確認事務を行う機関(指定確認検査機関)は、それぞれが所管する建築確認等の審査事務に必要な情報(建築士の資格及び処分歴等)を、登録を行った団体への文書照会により取得している。また、国においても建築士免許の取消処分等の指導監督事務に必要な情報について各都道府県に照会を行っている。

今回、これらの事務を効率的に行うため、建築士・事務所登録閲覧システムによって必要な情報を一元化し、随時取得できるようにする。

また、国や各都道府県は、所管する建築士名簿及び建築士事務所登録簿等を閲覧に供しているが、建築士・事務所登録閲覧システムを通じ、一級、二級及び木造建築士名簿並びに建築士事務所登録簿等を国民の閲覧に供する。

これらにより、建築行政における事務の効率化、省力化、国民の利便性の向上を図る。

3 諮問内容

建築士・事務所登録閲覧システムにより、福岡県が所管する二級及び木造建築士名簿

5 提供する個人情報の項目
別紙1のとおり

6 提供の相手方

(1) 国

(2) 都道府県（指定登録機関、指定事務所登録機関）、建築主事を置く市
及び指定確認検査機関

(3) 国民

建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報提供事務

1 建築確認等の審査

建築基準法第6条の規定により、特定行政庁(本県においては県及び北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市)の建築主事は、建築確認等の審査において、建築士の資格及び処分歴等の確認を名簿への登録を行った団体に行う必要がある。この確認については現在、文書による照会で対応している。また、国は建築士免許の取消処分等の指導監督事務を行っており、そのために必要な情報について現在各都道府県に文書等で照会している。

2 指定確認検査機関

平成11年5月の建築基準法改正により、これまで建築主事が行ってきた確認・検査業務が民間開放された。国土交通大臣又は都道府県知事が確認検査業務を行う機関を指定することができ、現在、県内に事務所を置く機関は、県知事指定が2機関、国土交通大臣指定は3機関が営業を行っている。これらの機関においても、1と同様に建築士の資格及び処分歴等の確認事務が生じる。

3 建築士名簿及び建築士事務所登録簿の閲覧

建築士法第6条の規定によって、国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

また、建築士法第23条の9の規定によって、都道府県知事は建築士事務所登録簿、設計等の業務に関する報告書、その他建築士事務所に関する書類を一般の閲覧に供しなければならない。

4 指定登録機関

建築士法第10条の4の規定によって、国土交通大臣は一級建築士の登録の実施に関する事務及び一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務に関する事務を指定登録機関に行わせることができる。(社)日本建築士会連合会

また、建築士法第10条の20の規定によって、都道府県知事は二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を、それぞれ指定登録機関に行わせることができる。(未定)

この際、登録に当たり処分歴等を確認する必要があるが、現在は既存の書類等で確認することで対応している。

5 指定事務所登録機関

建築士法第26条の3の規定によって、都道府県知事は建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及びその他一定の書類を一般の閲覧に供する事務を、指定事務所登録機関に行わせることができる。(未定)

この際、登録に当たり当該建築士事務所に所属する建築士の処分歴等を確認する必要があるが、現在は既存の書類等で確認することで対応している。

6 建築士・事務所登録閲覧システム

国土交通省では、建築行政共用データベースの構築を図っており、平成20年度に建築士・事務所登録閲覧システムを開発し、平成21年4月から本稼動する予定である。

このシステムを全国の都道府県が導入することにより、各都道府県がネットワークでつながり、全国の建築士・事務所登録の情報が一元的に管理される。(別紙2)

7 システムのセキュリティ

提供する個人情報、利用者における必要な情報に限定され、専用回線の使用、情報の暗号化を行い、また、ID・パスワード設定により機密性を確保する。(別紙3)

8 オンライン結合による個人情報提供の必要性

建築物の安全性確保のために、監督・審査体制を強化するには、建築士等に関する各種情報の管理体制の整備が不可欠であり、そのためには、所管を超えた情報の一元化・データベース化を行い、全ての関係機関が共有することが必要である。

現在、国における指導監督事務及び各都道府県等における建築確認等の審査事務について必要となる所管以外の情報は文書照会等により入手しているため時間を要している。このため必要な情報を一元的に管理し、オンラインにより随時入手できるようにするこ

とにより、事務の大幅な迅速化、効率化を図ることが出来る。

また、閲覧についても、現在、国や各都道府県等がそれぞれ所管している建築士名簿・建築士事務所登録簿を閲覧に供しているものを、全体の名簿を随時閲覧可能とすることにより、国民の利便性や行政サービスの向上を図ることが出来る。

9 他都道府県の状況

全都道府県が導入を予定しており、既に40の都道府県が利用申し込みを行っている。(別紙4)

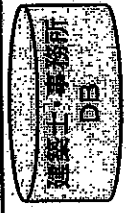
項目分類	登録項目	二級、木造建築士			提供する個人情報
		国、都道府県 (指定登録機関)	建築主事配置<市 (指定確認検査機 関)	国民	
登録情報	受付年月日	—	—	—	
	登録番号	○	○	○	●
	登録年月日	○	○	○	●

建築士事務所登録DB管理項目

別紙1-2

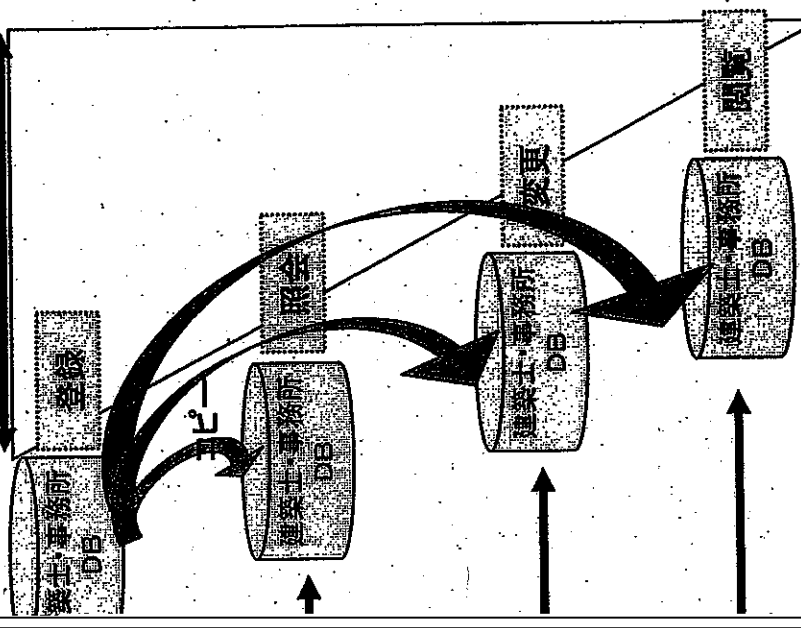
項目分類	登録項目	国、都道府県 (指定登録機関)	建築主事を置く市 (指定確認検査機 関)	国民	提供する個人情報
登録情報	受付年月日	—	—	—	
	更新登録年月日	○	○	○	
	新規登録年月日	○	○	○	
	登録番号	○	○	○	
	登録年月日	○	○	○	
	登録都道府県名	○	○	○	
事務所情報	名称	○	○	○	
	フリガナ	○	○	○	
	所在地	○	○	○	
	郵便番号	○	—	—	
	電話番号	○	—	—	
	FAX番号	○	—	—	
	級別	○	○	○	
登録申請者	個人:氏名	○	○	○	●
	個人:フリガナ	○	○	○	●
	個人:住所	—	—	—	
	個人:郵便番号	—	—	—	
	個人:電話番号	—	—	—	
	個人:FAX番号	—	—	—	
	個人資格区分	—	—	—	
	法人:名称	○	○	○	
	法人:フリガナ	○	○	○	
	法人:所在地	○	○	—	
	注1:級別空白	○	○	—	

機密性の確保(暗号化)



IDC

機密性
高 低



建築士・事務所登録閲覧システム利用申込書

No.	都道府県	利用申込	協定書締結
1	北海道	◎	△
2	青森県	◎	◎
3	岩手県	◎	◎
4	宮城県	◎	◎
5	秋田県	◎	◎
6	山形県	◎	◎
7	福島県	◎	△
8	茨城県	◎	◎
9	栃木県	◎	△
10	群馬県	◎	△
11	埼玉県	◎	◎
12	千葉県	◎	◎
13	東京都	◎	○
14	神奈川県	△	△
15	新潟県	◎	○
16	富山県	◎	△
17	石川県	◎	◎
18	福井県	◎	◎
19	山梨県	△	△
20	長野県	◎	◎
21	岐阜県	◎	△
22	静岡県	◎	△
23	愛知県	◎	△
24	三重県	◎	◎
25	滋賀県	◎	◎
26	京都府	○	△
27	大阪府	◎	◎
28	兵庫県	◎	△
29	奈良県	◎	◎
30	和歌山県	◎	◎
31	鳥取県	◎	◎
32	島根県	◎	◎
33	岡山県	◎	◎
34	広島県	◎	◎
35	山口県	◎	◎
36	徳島県	◎	◎
37	香川県	◎	◎
38	愛媛県	○	△
39	高知県	◎	◎
40	福岡県	△	△
41	佐賀県	△	△
42	長崎県	◎	◎
43	熊本県	◎	◎
44	大分県	△	△
45	宮崎県	◎	◎
46	鹿児島県	△	△
47	沖縄県	△	△
	合 計	40	29

◎印：利用申込書を受領済、協定書の締結済。

○印：利用申込書の送付連絡有、または協定書に捺印して2部送付するように依頼があった。

△印：利用申込等について、内部で検討中等。(申込書未提出/協定書未締結)

(案)

20個保審第 号
平成 年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による
個人情報の提供について（答申）

平成21年1月5日20建第2774号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第6条第3号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

記

事務の名称	建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務
所管課名	建築都市部 建築指導課
事務の目的	建築基準法に係る建築確認等の審査事務に必要な情報や建築士免許の取消処分等の国が行う指導監督事務に必要な情報を、建築士・事務所登録閲覧システムを通して国や他の都道府県等に提供することで、情報照会等建築行政事務の省力化を図り、もって、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政を実現する。また、これらの情報をシステムを通じて国民の閲覧に供することにより国民の利便性や行政サービスの向上を図る。
識別される個人の類型	福岡県が所管する二級及び木造建築士名簿の二級及び木造建築士並びに建築士事務所登録簿の登録申請者、管理建築士、所属建築士及び届出者
提供する個人情報の種類	別紙のとおり（●の部分が提供する個人情報）
提供の相手方	・国 ・都道府県（指定登録機関、指定事務所登録機関）、建築主事を置く市及び指定確認検査機関 ・国民
個人情報の取扱い	条例の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、建築士・事務所登録閲覧システムに登録し提供するものとする。 (1) 建築士・事務所登録閲覧システムを利用した個人情報の提供が、事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2) 建築士・事務所登録閲覧システムを利用した個人情報の提供について、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政の実現ができるなど、公益上の必要性が認められること。 (3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。 (4) 建築士・事務所登録閲覧システムへの個人情報の提供について、建築士及び建築士事務所情報を登録することのできる職員が限定されること。 (5) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (6) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。

項目分類	登録項目	二級、木造建築士			提供する個人情報	
		国、都道府県 (指定登録機関)	建築主事を置く市 (指定確認検査機 関)	国民		
登録情報	受付年月日	-	-	-	●	
	登録番号	○	○	○	●	
建築士情報	登録年月日	○	○	○	●	
	氏名(本名)	○	○	○	●	
	フリガナ	○	○	○	●	
	氏名(旧姓)	○	○	○	●	
	フリガナ	○	○	○	●	
	氏名(通称名)	○	○	○	●	
	フリガナ	○	○	○	●	
	免許証貼付用写真データ	○	○	○	●	
	生年月日	○	○	○	●	
	性別	○	○	○	●	
	建築士区分	○	○	○	●	
	登録都道府県名	○	○	○	●	
	本籍地都道府県名	○	○	○	●	
	外国籍国名	-	-	-	●	
	外国免許の名称	○	○	○	●	
	外国免許の免許者名	○	○	○	●	
	外国免許年月日	○	○	○	●	
	現住所(郵便番号)	-	-	-	-	
	現住所	-	-	-	-	
	電話番号	-	-	-	-	
	勤務先名称、業務種別	○	○	-	●	
	業務種別	-	-	-	-	
	勤務先事務所登録番号	○	○	-	●	
	勤務先所在地(郵便番号)	-	-	-	-	
	勤務先所在地	○	○	-	●	
	勤務先電話番号	-	-	-	-	
	試験	合格年月日	-	-	-	-
		合格年月	-	-	-	-
	管理建築士講習	合格証番号	○	○	○	●
		管理建築士の要件の有無	○	○	○	●
		講習修了日	○	○	○	●
	構造設計一級	受講機関	○	○	○	●
		講習修了番号	○	○	○	●
講習修了日		-	-	-	-	
受講機関		-	-	-	-	
設備設計一級	講習修了番号	-	-	-	-	
	資格者証発行の有無/返納	-	-	-	-	
	構造/設備一級建築士証の番号	-	-	-	-	
	発行/返納年月日	-	-	-	-	
取消申請	申請年月日	-	-	-	-	
	取消理由	○	○	-	●	
死亡・失踪宣言届	届出年月日	○	○	-	●	
	届出義務者氏名、本人との続柄	-	-	-	-	
	事由発生年月日	○	○	-	●	
	処理年月日	○	○	-	●	
審判届	死亡・失踪の別	○	○	-	●	
	届出年月日	-	-	-	-	
	後見人又は保佐人氏名、住所	-	-	-	-	
	審判年月日	○	○	-	●	
	後見、保佐の別	○	○	-	●	
	処理年月日	○	○	-	●	
資格者証交付・返納履歴	構造設計一級	-	-	-	-	
	設備設計一級 (一級建築士のみ)	-	-	-	-	
定期講習	講習修了日	○	○	○	●	
	受講機関	○	○	○	●	
	受講区分	○	○	○	●	
	受講番号	○	○	○	●	
歴 史 別 分 類	講習修了日	-	-	-	-	
	受講機関	-	-	-	-	
歴 史 別 分 類	講習番号	-	-	-	-	
	処分年月日	○	○	○	●	
	処分内容	○	○	○	●	
	処分事由	○	○	○	●	
	業務停止、期間、始期、終期 備考	○	○	○	●	
	処分に関する添付資料	-	-	-	-	

建築士に関する情報

【凡例】
 - : 入力又は閲覧できない項目
 ○ : 照会/閲覧可能な項目
 ● : 提供する個人情報の項目

建築士事務所登録DB管理項目

別紙

項目分類	登録項目	国、都道府県 (指定登録機関)	建築士事を置く市 (指定確認検査機 関)	国民	提供する個人情報	
事務所に係る情報	登録情報	受付年月日	—	—	—	
	更新登録年月日	○	○	○	—	
	新規登録年月日	○	○	○	—	
	登録番号	○	○	○	—	
	登録年月日	○	○	○	—	
	登録都道府県名	○	○	○	—	
	事務所情報	名称	○	○	○	—
	フリガナ	○	○	○	○	—
	所在地	○	○	○	○	—
	郵便番号	○	—	—	—	—
	電話番号	○	—	—	—	—
	FAX番号	○	—	—	—	—
	級別	○	○	○	○	—
	登録申請者	個人:氏名	○	○	○	●
	個人:フリガナ	○	○	○	○	●
	個人:住所	—	—	—	—	—
	個人:郵便番号	—	—	—	—	—
	個人:電話番号	—	—	—	—	—
	個人:FAX番号	—	—	—	—	—
	個人資格区分	—	—	—	—	—
	法人:名称	○	○	○	○	—
	法人:フリガナ	○	○	○	○	—
	法人:所在地	○	○	○	○	—
	法人:郵便番号	○	—	—	—	—
	法人:電話番号	○	—	—	—	—
法人:FAX番号	○	—	—	—	—	
法人:役員役職、氏名	○	○	○	○	●	
法人:代表者であるか否かの別	○	○	○	○	—	
管理建築士	管理建築士氏名	○	○	○	●	
管理建築士級別	○	○	○	○	●	
登録を受けた都道府県名※2木のみ	○	○	○	○	●	
管理建築士登録年月日	○	○	○	○	●	
建築士登録番号	○	○	○	○	●	
所属建築士	人数(一級、二級、木造、構造一級、設備一級)	○	○	○	●	
氏名	○	○	○	○	●	
フリガナ	○	○	○	○	●	
建築士級別	○	○	○	○	●	
管理建築士であるか否か	○	○	○	○	●	
建築士登録番号	○	○	○	○	●	
登録を受けた都道府県名※2木のみ	○	○	○	○	●	
直近の定期講習受講層(一級、二級、木造)	○	○	○	○	●	
構造/設備一級建築士の資格の有無	○	○	○	○	●	
直近の定期講習受講層(構造/設備)	○	○	○	○	●	
廃業届	届出年月日	○	○	○	—	
事由発生日(廃業年月日)	○	○	○	○	—	
事由	○	○	○	○	●	
届出者氏名、届出者の関係	○	○	○	○	—	
抹消年月日	○	○	○	○	—	
その他管理内容	所管出先事務所名	—	—	—	—	
決算月	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	
その他添付資料	—	—	—	—	—	
立ち入り調査状況	実施期日	—	—	—	—	
調査結果等	—	—	—	—	—	
監督処分歴	処分年月日	○	○	○	—	
処分分類(取消、業務停止、その他)	○	○	○	○	—	
事由	○	○	○	○	—	
業務停止期間(期間、始期、終期)	○	○	○	○	—	
備考	—	—	—	—	—	
添付資料	—	—	—	—	—	
年次報告(過去の報告も管理)	受理年月日	○	○	○	—	
事業年度	○	○	○	○	—	
報告書	○	○	○	○	—	
備考	—	—	—	—	—	
その他添付資料	—	—	—	—	—	

【凡例】
 — : 入力又は閲覧できない項目
 ○ : 照会/閲覧可能な項目
 ● : 提供する個人情報の項目

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

統計調査に係る個人情報については、統計法の定めにより適正な取扱いが担保されていることから、個人情報保護条例の適用除外としている（第66条第1項第1号～第3号）。

新統計法の制定により、従来、指定統計、届出統計及び承認統計として区分されていたものが、国が行う基幹統計及び一般統計と、自治体が行う届出統計に再編整備されたことなどに伴い所要の規定の整備を行ったものである。

2 改正の内容

個人情報の適正な取扱いを確保するための制限や罰則等の適用を除外している第66条第1項各号を次の表のとおり改正した。

	現 行	改正案
第1号	・ 統計法(昭和22年法律第18号) 第2条に規定する <u>指定統計に係る個人情報</u>	・ 統計法(平成19年法律第53号) 第2条第6項に規定する <u>基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u> その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
第2号	・ 統計法第8条第1項の規定により 総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報	・ 統計法第24条第1項の規定により 総務大臣に届け出られた統計調査に係る <u>調査票情報に含まれる個人情報</u>
第3号	・ 統計報告調整法(昭和27年法律第102号)の <u>規定により総務大臣</u>	・ 削る

福岡県個人情報保護条例新旧対照表

改正後

改正前

(適用除外)

第六十六条 第二章、第三章及び次章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 統計法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

3 2
(略)

(適用除外)

第六十六条 第二章、第三章及び次章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計に係る個人情報
- 二 統計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報
- 三 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)に係る個人情報

3 2
(略)

福岡県公報

平成二十年十二月二十六日
第二千九百十四号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十一号―第四十四号)

○福岡県職員給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	三
○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	三
○福岡県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	六
○福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県民情報広報課)	六
○福岡県統計調査条例 (調査統計課)	六
○福岡県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	〇
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (医療指導課)	〇
○福岡県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	〇
○福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例 (農林水産政策課)	一一
○福岡県畳表格付条例を廃止する条例 (園芸振興課)	一一
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)	一一
○福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁文化財保護課)	一一
例	
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例及び福岡県公立学校職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	一一
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	一一

公布された条例のあらまし

(警察本部警務課) …………… 一三

◇福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十年十月二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県職員の初任給調整手当及び地域手当の額等の改定を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することについて、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

1 統計法の全部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県統計調査条例

(企画・地域振興部調査統計課)

1 統計法の全部が改正されたことを踏まえ、県が実施する統計調査における調査票情報取扱、調査対象者の秘密保護のための罰則等について見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

二 法第六条
公共団体等が

附 則

(施行期日)

1 この条例は、
(処分、届出)

2 この条例の
又は規則(以
にその効力を
令等の規定に
表の下欄に掲
施行日以後に
為又は当該市

福岡県職員の
平成二十年

福岡県条例第三

福岡県職

福岡県職員

部を次のよう

第五条第一号

附 則

この条例は、

福岡県個人情

平成二十年

個人情報保護制度の周知について(報告)

本県では、県民の個人情報保護制度に関する理解を深めるため、啓発用パンフレットの配布、県ホームページへのQ&Aの掲載、ふくおか県政出前講座の実施、個人情報保護法に関する説明会の開催等に取り組んでいる。

平成20年度における取組状況は、次のとおりである。

1 個人情報保護制度に関する「ふくおか県政出前講座」

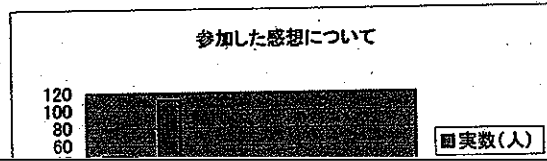
	日程	対象者	参加人数	備考
1	平成20年5月10日	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会九州支部	30	
2	6月12日	那珂川町商工会	28	
3	6月19日	消費者窓口連絡会(COLM)コラム会	25	
4	6月26日	西南学院大学法学部「行政救済法」講義	50	
5	7月1日	岡垣町民生委員・児童委員協議会	70	
6	7月8日	篠栗町民生委員・児童委員協議会	50	
7	8月20日	大野城市民生委員児童委員連合協議会	80	
8	8月20日	九州職業能力開発大学校	60	

個人情報に関するアンケート結果について(報告)

○内閣府国民生活局によるアンケート：回答者数 191名

1 説明会に参加していかがでしたか。

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
有益であった	48	25.1	△17.9
まあ有益であった	112	58.6	11.5
どちらともいえない	20	10.5	4.4
あまり有益でなかった	9	4.7	1.3



3 最近、個人情報の取扱いがよくなったと思うことはありますか。

(思う)

- ・ダイレクトメールを希望しない場合の対応がDMに書かれている。
- ・数年前と比べてDMは減ってきている。
- ・国民全体の意識は高まったと思う。
- ・事業者が個人情報を外部に出さないようになったとは感じる。
- ・事業者のプライバシーポリシーが明示されるようになり、信頼度が向上したと感じられる。
- ・無理に個人情報の記入を求められることが減った。
- ・事業者が個人情報を外部に出さないようになったとは感じる。利用者の利益を守る(保護する)ことを第一義的に考えていることを感じられる。
- ・住所等記入するとき、必ず説明してくれる
- ・子ども達への家庭教師など、学習の誘いの電話が少なくなったような気がする。
- ・事業者が個人情報の利用目的を明記しているので、サービスが利用しやすくなった。
- ・名簿等の取扱いや破棄の方法がより厳しくなった。
- ・民間などでは、契約等のときに個人情報の使用目的についてきちんと説明されるようになった。
- ・各人が個人情報について関心を持ち、取扱いにも気をつけるようになった。

(やや思う)

- ・過剰反応の方が気になりますが、年々バランスがとれてくるのでは。
- ・DMは減ったが、メールアドレスによるメールは増えた。
- ・皆の意識が高まったと思われる反面、漏えい等のトラブルはよく耳にする。
- ・プライバシーポリシーを明記する事業者は増えたと思うが、依然としてダイレクトメールや覚えのない勧誘電話は減ったと感じない。

(思わない)

- ・個人情報は出回っているとあらかじめ。組織名称を公の機関であるかのような名称にして分かりづらくしているケースが多い。
- ・悪質な電話勧誘が後を絶たない。
- ・年々職場への勧誘は逆に増えている感じがする。

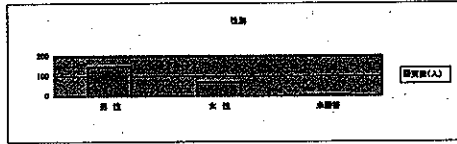
個人情報に関するアンケート結果について(報告)

○国民生活センターによるアンケート：回答者数 218名

1 参加者の属性について

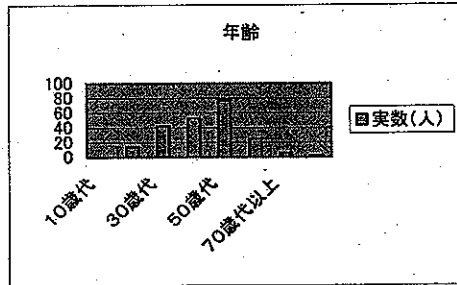
(1)性別

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
男性	146	67.0	4.9
女性	69	31.6	△4.9
未回答	3	1.4	0.0
計	218	100.0	—



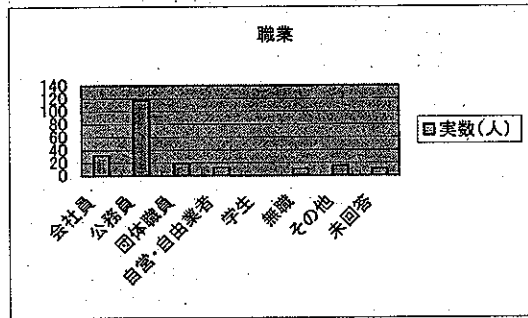
(2)年齢

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
10歳代	0	0.0	0.0
20歳代	14	6.4	△2.1
30歳代	42	19.3	△0.9
40歳代	53	24.3	△0.5
50歳代	77	35.3	9.1
60歳代	25	11.5	△3.7
70歳代以上	5	2.3	△2.0
未回答	2	0.9	0.1
計	218	100.0	—



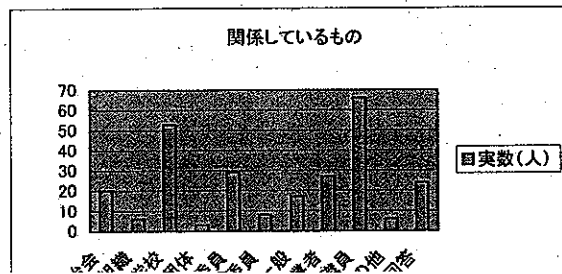
(3)職業

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
会社員	32	14.7	9.0
公務員	117	53.7	1.2
団体職員	19	8.7	△6.2
自営・自由業者	13	6.0	5.3
学生	0	0.0	△12.1
無職	11	5.0	△2.4
その他	15	6.9	0.2
未回答	11	5.0	5.0
計	218	100.0	—



(4)関係しているもの[複数回答可]

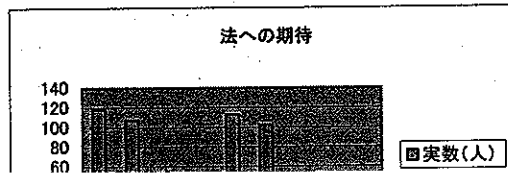
	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
自治会	20	9.2	△3.2
自主防災組織	6	2.8	△2.5
学校	53	24.3	△5.1
PTA団体	3	1.4	△3.2
民生委員	29	13.3	△8.3
児童委員	8	3.7	△5.5
一般	17	7.8	0.0
事業者	27	12.4	6.7



2-1 個人情報保護法に期待することはありますか。【複数回答可】

- ①知らない事業者から来る勧誘電話やDMを制限したり、やめさせることが出来る
- ②自分の個人情報が納得できる範囲内で利用される
- ③自分の個人情報について簡易な手続きで開示請求できる
- ④事業者の従業者への監督責任の強化
- ⑤事業者が保有している個人情報の安全管理責任の強化
- ⑥情報の漏えいや悪用についての罰則強化
- ⑦期待することはない
- ⑧その他

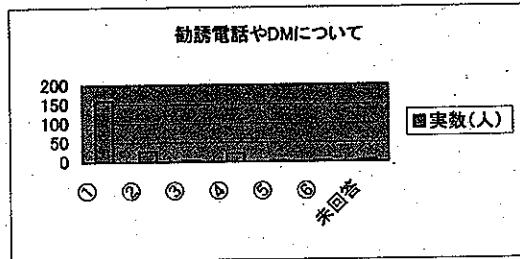
	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	118	54.1	△ 1.6
②	107	49.1	17.2
③	33	15.1	3.0
④	44	20.2	1.8
⑤	112	51.0	2.0



2-4 勧誘電話やDMについてどのように思いますか。

- ①知らない事業者からの勧誘電話やDMは禁止してほしい
- ②知らない事業者からの勧誘電話は禁止してほしいが、DMはかまわない
- ③知らない事業者からの勧誘電話はかまわないが、DMは禁止してほしい
- ④知らない事業者からの勧誘電話やDMが今後拒否できるのであれば、来てもかまわない
- ⑤知らない事業者からの勧誘電話やDMが来てもかまわない
- ⑥その他

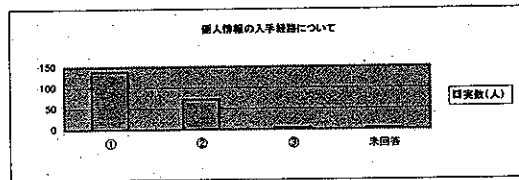
	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	159	73.0	2.4
②	27	12.4	△ 2.5
③	3	1.4	0.7
④	21	9.6	1.8
⑤	2	0.9	△ 0.2
⑥	2	0.9	0.9
未回答	4	1.8	△ 3.1
計	218	100.0	—



2-5 個人情報保護法では、事業者等に対して自分の個人情報をどのように入手したのか回答させることは困難ですが、そのことについてどのように思いますか。

- ①どこで自分の個人情報を入手したのか、分かるようにしてほしい
- ②どこで自分の個人情報を入手したのか、分かるようにしてほしいが、難しいと思う
- ③特に何も思わない

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	139	63.8	0.7
②	72	33.0	1.8
③	4	1.8	△ 0.3
未回答	3	1.4	△ 2.2
計	218	100.0	—



2-6 自分の知らないところで同意なく、自分の個人情報が流通することについてどのように思いますか。

- ①自分が同意したところだけに個人情報が流通してほしい
- ②個人情報の有用性からみれば、同意がなくても個人情報の流通に特に問題はない
- ③流通することはかまわないが、自分の意思で利用を止めることができるようしてほしい

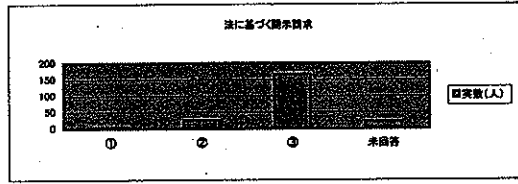
	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	128	58.7	3.7



2-8 個人情報保護法に基づいて自分の情報についての開示請求をしたことがありますか。

- ①開示請求したことがある
- ②開示請求したいと思うが、方法が分からない
- ③開示請求する必要性が生じたことはない

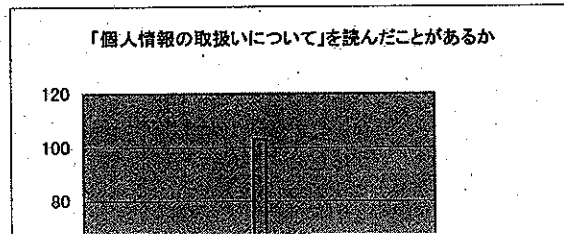
	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	4	1.8	△ 0.3
②	26	11.9	△ 0.9
③	166	76.2	3.2
未回答	22	10.1	△ 2.0
計	218	100.0	—



2-9 契約書等には、「個人情報の取扱いについて」などと記されている項目があり、個人情報の利用目的、第三者提供等について詳しく書かれているものもありますが、読んだことはありますか。また、その内容は理解できましたか。

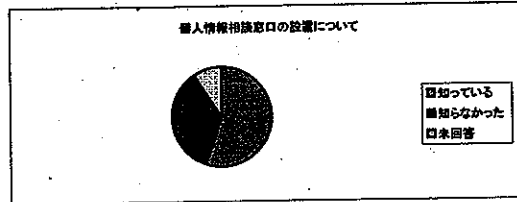
- ①欠かさず読みよくわかる
- ②欠かさず読みだいたいわかる
- ③欠かさず読むがよくわからない
- ④欠かさず読むが全くわからない
- ⑤読んだことはありよくわかる
- ⑥読んだことはありだいたいわかる
- ⑦読んだことはあるがよくわからない
- ⑧読んだことはあるが全くわからない
- ⑨読んだことはない
- ⑩項目があること自体知らない

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	10	4.6	1.1
②	15	6.9	0.2



2-11 個人情報相談窓口が各自治体、あるいは認定個人情報保護団体等に設けられていることをご存じですか。

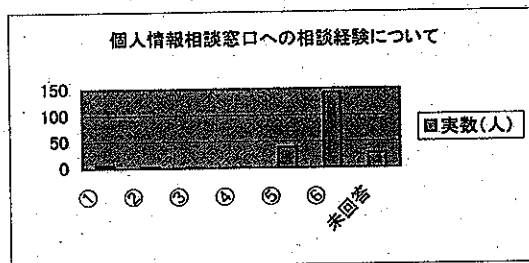
	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
知っている	120	55.0	0.7
知らなかった	78	35.8	2.5
未回答	20	9.2	△ 3.2
計	218	100.0	—



2-12 これまで個人情報相談窓口にご相談したことはありますか。[複数回答可]

- ①自治体の相談窓口にご相談したことがある
- ②国民生活センターの相談窓口にご相談したことがある
- ③認定個人情報保護団体が設けている窓口にご相談したことがある
- ④当該事業者の個人情報相談窓口にご相談したことがある
- ⑤相談したいことはあったが、相談したことはない
- ⑥相談したいことがないので、相談したことはない

	実数(人)	割合(%)	対前年(ポイント)
①	6	2.8	0.3
②	3	1.4	△ 0.7
③	1	0.5	0.5
④	1	0.5	0.1
⑤	39	17.9	1.2
⑥	142	65.1	0.9
未回答	28	12.8	△ 2.1
計	220	—	—



県からの個人情報流出事案（報告）

－報告事案－

- 1 粕屋保健福祉環境事務所における自立支援医療関係書類の紛失について

（福祉労働部障害者福祉課）

- 2 地図情報サービスの使用による生徒情報の流出について

（教育庁総務部総務課）

粕屋保健福祉環境事務所における自立支援医療関係書類の紛失について

福祉労働部障害者福祉課

1 概要

粕屋保健福祉環境事務所において、粕屋町あての文書棚に入れた自立支援医療受給者証を始めとする自立支援医療関係書類6人分（31枚）が所在不明となったもの。

現時点で、自立支援医療関係書類は発見されておらず、個人情報の流失・悪用等の事実は確認されていない。

2 対応

所属長会議を開催し、個人情報等の厳重な管理を徹底させるとともに、個人情報を含んだ文書については、相手方に原則として直接手渡し、その際、

平成20年8月15日

担当課：障害者福祉課

内 線：3266

粕屋保健福祉環境事務所における自立支援医療関係書類の紛失について

粕屋保健福祉環境事務所において、粕屋町あての文書棚に入れた自立支援医療受給者証を始めとする自立支援医療関係書類6人分（31枚）が所在不明となっている。

1 事案発生時期

平成20年7月15日（火）～25日（金）の間に紛失

2 事案発生の経緯

- ・ 7月15日（火）
粕屋保健福祉環境事務所担当職員（主任技師）が「自立支援医療関係書類」を、事務所に設置している粕屋町あての文書棚に入れた。
- ・ 7月25日（金）
粕屋町職員が文書棚から書類を持ち帰ったが、書類の内容は確認できていない。
- ・ 8月7日（木）
粕屋町住民福祉課担当職員から、自立支援医療受給者証が交付されていないという問い合わせがあり、確認したところ上記文書が所在不明となっていることが判明した。
- ・ 8月8日（金）
粕屋保健福祉環境事務所から粕屋交番へ関係書類の遺失届を提出した。

その後、粕屋保健福祉環境事務所内および粕屋町役場内の捜索と関係者からの聞き取

自立支援医療について

自立支援医療とは、障害者自立支援法の規定に基づき支給認定を受けた障害者に対し、その必要な医療に係る医療費の一部を負担する制度です。

本人の負担は、1回の医療につき原則1割の負担となります。(負担額については、所得に応じ、月額の上限額が設定されます。)

・更生医療

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体上の障害を治療することにより障害の進行を防いだり、障害の軽減が図られる場合に、その必要な医療の給付を行うもの。

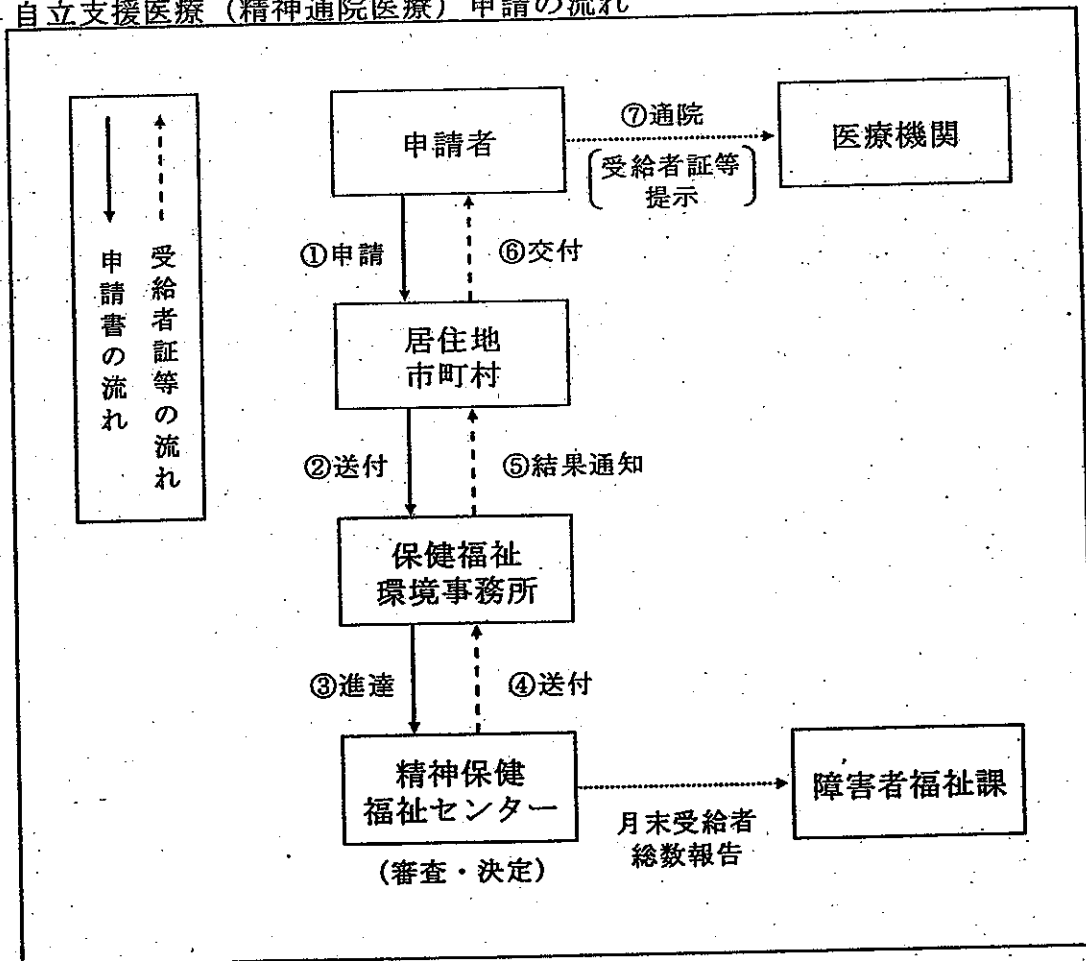
・育成医療

18歳未満の児童で身体に障害を有し、障害を治療することにより障害の進行を防いだり、障害の軽減が図られる場合に、その必要な医療の給付を行うもの。

・精神通院医療

精神障害（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患）を有する者が、通院により治療を行う場合に、その必要な医療の給付を行うもの。

自立支援医療（精神通院医療）申請の流れ



「公印省略」

20保総第786号
平成20年8月14日

保健医療介護部各所属長 殿

保健医療介護総務課長
(管理係)

個人情報をはじめとする重要情報の厳正な管理徹底について

標記のことにつきましては、これまで再三にわたり厳正な管理徹底をお願いしてきたところです。

公文書の不適切な管理によって個人情報が流出することは、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させる重大な事態です。

所属職員に対して、庁舎の内外において個人情報の厳正な管理を徹底するよう改めて周知徹底願います。

「公印省略」

20保総第1229号

平成20年11月13日

保健医療介護部各所属長 殿

保健医療介護総務課長
(管理係)

個人情報をはじめとする重要情報の厳正な管理について

このことについて、各所属における個人情報をはじめとする重要情報を内容とする書類等の受け渡しの現状や改善が必要と思われる点などの検証をお願いしていました。

今回、各所属から回答いただいた「現状の方法や改善が必要と思われる点」及び「情報管理をさらに徹底するための具体的な改善策」を別紙のとおり紹介します。

各所属におかれましては、個人情報を含む重要書類について、別紙を参考にして適正な取扱いに努めるなど個人情報の厳正な管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

個人情報をはじめとする重要情報の厳正な管理について

受け渡しの方法 (所属 → 外部)	現状の方法で改善が必要と思われる点	情報管理をさらに徹底するための 具体的な改善策
使送便（出先⇄本 庁）の場合	<ul style="list-style-type: none"> 使送用バッグに入れた日付や受取人が明確ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 台帳を作成し、使送用バッグに入れた書類の内容・日付・担当者を明確にする。 発送側と受取側の相互の担当者が電話で授受の確認を行う。
直渡しの場合	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に出向く職員が複数の文書を所定のバッグ等に入れて行くが、書類の種類や件数といった個別の確認までは徹底していない。 担当者が不在の際、他の者に預けた場合、実際に担当者に届いたかどうかの確認ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 受け渡し時に双方で書類の内容の確認を行う。 搬送用封筒（受領台帳、控えの文書）に受領日の記入と受領印（サイン）をもらう。 個別の文書名を記載した送付簿を作成し、相手方の担当職員の受領印（サイン）をもらう。 担当者へ受領の連絡を要請するFAX用紙（メモ）を添付する。 発送側と受取側の相互の担当者が電話で授受の確認を行う。
郵送の場合	<ul style="list-style-type: none"> 確実に届いているか確認ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 直渡しとし、受領印をもらう。 配達記録郵便の活用 事務所⇄市町村間の定期使送便の設置
FAX送信の場合	<ul style="list-style-type: none"> FAX番号の入力誤りによる誤送信が心配される。 	<ul style="list-style-type: none"> 発信側と受信側の相互の担当者が電話で授受の確認を行う。 職員2名で送信先番号を確認し、送信ボタンを押す。 あらかじめ送信先番号をFAX機に登録しておく。

8/16(日) 朝

健康日記

関 6

地図情報サービスの使用による 生徒情報の流出について

教育庁総務部総務課

1 概要

県立高等学校教員が、生徒の家庭訪問に際し、地図情報サービス「グーグルマップ」により生徒40名分の名前（姓のみ）及び住所位置マークを表示した地図を作成し、パソコンに保存していたが、この地図情報が外部から閲覧できる状態となっていたもの。

なお、本件については、近隣の市教育委員会から同校に通報があり、事実が確認できたものである。

2 対応

通報を受けた後、当該高等学校において速やかにデータを削除するとともに、関係生徒及び保護者に対し、詳しい説明と謝罪を行った。

本件に関し、悪用等の被害報告はなく、保護者等からの苦情もなかった。

3 再発防止策

本庁各課及びすべての出先機関（県立学校含む。）に対し、個人情報等の厳重な管理徹底についての文書を発出し、地図検索サイトの利用に際しては検索、閲覧以外には使用せず、生徒等の個人情報を入力しないよう指導を徹底させた。

併せて、各学校における地図情報サービスの使用の実態を調査したが、注意すべき事例の報告はなかった。

※ 添付資料

別紙1 記者発表資料

別紙2 再発防止のための通知文

別紙3 関連新聞記事

県立高等学校における生徒個人情報の流出について

平成 20 年 11 月 11 日

県立学校教員が、家庭訪問のため、地図情報サービス「グーグルマップ」を使い、クラス生徒の自宅を書き込んで作成した地図がネット上に流出したものを。

- 1 発生日時
平成 20 年 11 月 6 日 (木) 10 時 25 分頃
- 2 関係教員
県立高等学校 (八女地区) 教諭 40 歳代 男性 農業担当
- 3 流出に至る経緯
平成 20 年 6 月 2 日に担当クラス生徒に対する家庭訪問を実施する際、地図情報サービス「グーグルマップ」を使い、担当クラス生徒 40 名分の名前 (姓のみ) と住所位置を入力して地図を作成し、マイマップに保存していた。
平成 20 年 11 月 6 日に筑後市教育委員会から学校に通報があり、事実が発覚した。

4 情報流出の内容

区分	件数	主な内容
担当クラス生徒に関する情報	1 クラス (40 名)	担当クラスの生徒名 (姓のみ) と地図上で所在地が分かるデータ

- 5 本件の影響
現在のところ、情報の流出や悪用等の影響は確認されていない。
- 6 学校の対応
平成 20 年 11 月 6 日 (木) 10 時 25 分頃に通報を受けた当該校の管理職と当該教諭が学校のパソコンで確認したところ、データが存在したため、マイマップ上に保存していたデータをすぐに消去した。通報した筑後市教育委員会にも連絡し、画面上に情報が出ないことを確認しデータの消去完了と判断した。しかし、県教育センター情報教育部の指摘により実際には生徒 12 名分のデータが流出していたことが判明した。

「公印省略」

20教総第1877号
20教企第 838号
20教教第2575号
20教高第3690号
20教義第4739号
平成20年11月11日

本庁各課長
各出先機関の長 殿

福岡県教育委員会教育長

個人情報等の厳重な管理徹底について（通知）

このことについて、これまでも通知等により再三にわたり趣旨の徹底をお願いしてきたところです。しかしながら、今般、県立学校においてインターネット上のグーグルのマイマップ利用に際してネット上に個人情報を流出させるという事案が発生しました。

このように、インターネットの利用については、個人情報を流出させる危険をはらむものです。ついては、貴職におかれては、グーグルマップ等、地図検索サイトのインターネット利用に際しては、検索、閲覧以外は児童生徒等の個人情報を入力しないよう、貴所属教職員に対して指導されるようお願いいたします。

また、今後とも、こうした事案を発生させることのないよう、貴所属教職員に対して個人情報等の管理・保護に関して遺漏のないよう指導の徹底をお願いいたします。

なお、グーグルマップ等を使って児童生徒等の氏名、住所等の個人情報を入力してマップを作成したり、利用した事例がある場合には、その概要について平成20年11月14日（金）午前中までに、企画調整課あてFAX（様式任意）にて報告されるようお願いいたします（該当ない場合もその旨報告願います）。

問い合わせ先

教育庁企画調整課 中菌、桂木、後藤

TEL 092-643-3880（直通）

FAX 092-643-3884

八女農高でも情報流出

教諭作成地図に生徒情報

福岡県教委は十一日、県立八女農業高校（同県八女市）の男性教諭がインターネットの地図情報サービス「グーグルマップ」を使い、生徒四十人分の名字と住所を書き込んで作成した地図がネット上に流出したと発表した。教諭は六月、家庭訪問用に地図を作成。このとき非公開の設定をしておらず、ネット上で誰でも閲覧できる状態だった。県内の市教委から今月六日、同校に連絡があつて流出が発覚。八日までに全生徒の情報削除してあり、情報流出による被害報告はないという。同県内では「グーグルマップ」をめぐる生徒情報の流出が、福岡市立中学二校で発覚したばかり。県教委は十一日、再発防止の通知文書ですべての県立学校と全市町村教委に発送した。

「グーグルマップ」 八女農高生40人分 ネットに情報流出

県教委は11日、八女市の八女農業高校で、男性教諭がインターネットの無料地図サービス「グーグルマップ」に書き込んだ担当学級の生徒40人全員の家の場所と名字が、ネット上で誰でも見ることができるとの公開状態になっていたと発表した。同サービスによる個人情報の流出は全国で相次いでおり、県教委は県立校と市町村教委に再発防止の文書を送った。

グーグルマップで個人情報流出

八女の高校でも40人分

福岡県教育委員会は十一日、インターネットの無料地図情報サービス「グーグルマップ」で、福岡県八女市の県立高校の男性教諭が六月、家庭訪問に使う地図を作る際に、非公開の設定をしていなかったことが原因。約

五カ月間、情報が公開されたままだったが、今のところ被害の報告はないという。筑後市教育委員会から通報を受け、同校が六日に調査し、情報が公開されていることを発見。公開された情報は、生徒の名字と自宅住所で、八日までにネット上から削除されたという。グーグルマップによる情報流出は、十日に福岡市内の中学校二校で判明したばかり。全国的にも同様の事例が相次いでいることから、福岡県教委は十一日付で、地図情報サイトに個人情報を書き込まないよう注意を促す文書を市町村教育委員会や県立学校に送付した。

H20 11/12

不服申立部会の審議について

審議の経過

- 1 平成20年 1月2日・・・異議申立人の実施機関に対し個人情報の開示を請求
請求内容：特定介護保険施設に対して実施機関が行った調査に際して取得した文書に記載された異議申立人の母親に関する個人情報。
- 2 平成20年1月21日・・・実施機関は部分開示決定を行い、異議申立人に通知
決定内容：本件個人情報のうち、本人が同一の文書を所持していないと考えられる文書に記録された施設職員の印影については、第三者の正当な利益が損なわれるおそれがあるため、条例第14条第1項第1号（第三者の個人情報）に該当するとして不開示とした。その余の部分は開示。
- 3 平成20年3月18日・・・異議申立人が実施機関に対し異議申立て
- 4 平成20年4月18日・・・実施機関は審議会に諮問
- 5 平成20年 5月8日・・・審議（不服申立部会）
- 6 平成20年8月11日・・・審議（不服申立部会）
- 7 平成20年8月19日・・・審議会から実施機関に対し答申
答申内容：開示することにより第三者の正当な利益が損なわれるおそれがあるとして、実施機関が本件不開示情報について不開示としたことは妥当である。
- 8 平成20年8月26日・・・実施機関が異議申立てに対する決定
決定内容：審議会の答申どおり

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成20年1月21日19介第4299号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。）に基づき特定介護保険施設（以下「施設」という。）に対して実施機関が行った調査に際して取得した文書に記載された異議申立人の母親（以下「本人」という。）に関する個人情報である。

なお、異議申立人は成年被後見人である本人の法定代理人であり、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、本人に代わって本件個人情報の開示請求を行ったものである。

実施機関は、本件個人情報のうち、一部の個人の印影について、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示するとして本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成20年1月2日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 平成20年1月21日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年3月18日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

実施機関の決定は、条例第14条第1項第1号に反し、違法・不当である。

第三者の印影を不開示とすることは、異議申立人の権利・利益を侵害し、違法である。

印影の開示である必要はなく、印影部分の氏名開示が必要である。

施設職員はその氏名が明らかになっても、施設内職務・職責との関連・範囲においてのことであり、当該職員の正当な利益を害するおそれはない。

(2) その他の主張について

第14条第1項第9号には「開示することにより、当該未成年者又は当該成年後見人の正当な利益を害するおそれがある情報」とあるが、不開示は異議申立人の正当な権利・利益を侵害するものであり、不当・違法である。

5 実施機関の説明要旨

部分開示理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

介護記録に押印されている施設職員の印影については、領収書等に押印されている印影と異なり、相手方に交付されることを前提としたものではなく、開示されると偽造により職員個人の預金取引、契約等における利益を害するおそれがあるため、条例第14条第1項第1号に該当し、不開示としたものである。

また、異議申立人は、実施機関が印影を不開示とすることによって異議申立人の権利利益を侵害していると主張しているが、条例第14条第1項第1号に該当するか否かは、第三者（施設職員）の正当な利益を害するおそれがあるかによって判断すべきである。

なお、条例第14条には開示請求者の権利利益を考慮して開示の可否を判断する規定はない。

(2) その他の主張について

異議申立人は条例第14条第1項第9号についても主張しているが、実施機関は同号を適用して本件決定を行ってはいない。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報内容及び不開示情報について

本件個人情報は、実施機関が施設の調査に際して取得した文書に記載されていた本人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報中、本人が同一の文書を所持していないと考えられる性質の文書に押印された施設職員の印影を、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした（以下、不開示とされた情報を「本件不開示情報」という。）。

なお、実施機関は、本件個人情報中、本人も同一の文書を所持していることが明らかである文書に押印された施設職員の印影は、すでに本人も知っている情報であり、開示しても当該職員の正当な利益を害するおそれはないため開示している。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

条例第14条第1項第1号は、開示請求者以外の第三者に関する情報であって、開

示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて不開示とする旨定めている。

本件不開示情報である施設職員の印影は、本人以外の第三者に関する情報であると認められる。

個人の印影が示す情報は単に氏名のみではなく、その固有の形状が個人情報として保護の対象となるものであり、実印は印鑑登録制度の下で社会生活上重要なものとし

て保護され、また、認印であっても銀行預金通帳のような重要なものに使用されることもある。よって、その印影が示す氏名が明らかになるか否かにかかわらず、その印影についてはみだりに他に開示されない利益を有しているというべきであり、施設職員の印影が当該職員の意思によらないで開示されることは、本人がその印影を知っている立場にあることが明らかな場合等特別の事情がない限り、条例第14条第1項第1号にいう正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そして、本件異議申立てにおいて、本件不開示情報が記録された文書は、施設の内

部用の文書であって、本人が同一の文書を所持していないと考えられる性質の文書であることから、本人は本件不開示情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえない。また、この文書は同様に、何人でも入手できる性質の文書でもないことから、本件不開示情報が、何人でも知りうる情報であるともいえない。

このことから、本件不開示情報に開示すべき特別の事情があるとは認められず、開示することにより第三者の正当な利益が損なわれるとして、実施機関が本件不開示情報について、条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

また、異議申立人は、印影の開示である必要はなく印影部分の氏名を明らかにすべ

きであるとし、施設職員はその氏名が明らかになっても、施設内職務・職責との関連・